

豊かに暮らす高齢社会に向けて 津市の高齢福祉サービス



問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

高齢者の皆さんが心身ともにいつまでも元気で、生きがいのある充実した暮らしを送れるよう、さまざまな取り組みを行っています。

・・・ 高齢福祉サービス ・・・

▶緊急通報装置事業

緊急時に迅速な連絡・支援体制を図るため、簡単な操作で通報できる緊急通報装置を設置します。



対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、市民税非課税世帯に属する人

費 用 通話料金のみ自己負担

▶紙おむつ等給付事業

紙おむつ等を常時使用しなければならない在宅の高齢者に、月1回現物で支給します。

対 象 65歳以上の在宅で生活している、常時紙おむつ等が必要な人

▶徘徊SOSネットワーク津

徘徊などの心配がある人の情報を事前に登録し、行方不明となった場合に家族などの依頼により、その人の身体的特徴や服装などの情報を協力機関として登録している民生委員・児童委員、認知症サポーターなどへメール配信し、可能な範囲で協力をお願いします。

※「協力機関」として、認知症サポーター養成講座などを受講した人や、介護サービス事業所など認知症に関する知識のある団体や個人の登録も受け付けています。

対 象 徘徊の心配のある高齢者など ※登録時に本人の写真が必要

▶日常生活用具給付等事業

電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。

対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、虚弱や寝たきり、認知症などで日常生活に支障がある人

費 用 所得税額に応じて、無料または一部負担

▶配食サービス事業

調理が困難な高齢者などに栄養バランスの取れた食事を手渡して、安否確認を行います。



対 象 65歳以上の1人暮らしなどで、心身の障がい等のため調理が困難な人

助成内容 1日1食、週6食以内

費 用 1食当たり400円を自己負担

▶家族介護慰労金支給事業

介護サービスを利用することなく在宅で高齢者の介護を行った同居の家族に対して、介護慰労金(年間10万円)を支給します。 ※3カ月を超える入院があったときや、介護保険料が未納の場合を除く

対 象 要介護認定で、要介護4または5と認定された高齢者の介護を1年間継続して介護保険サービスを受けずに在宅で介護した市民税非課税世帯の同居の家族 ※介護保険のサービスのうち、1週間以内のショートステイを除く

▶はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

保険適用外のはり・きゅう・マッサージ施術を、津市が指定した市内の施術所で受ける人に助成券を交付します(年間6枚以内)。令和5年度の申請は4月3日(月)から受け付けます。 ※申請時に健康保険証が必要。同居の家族による代理申請の場合は本人確認ができるものと印鑑が必要

対 象 4月1日現在70歳以上の人

助成内容 津市と施術所から1,000円ずつ、合計2,000円を助成

▶高齢者外出支援事業

三重交通グループの路線バス、津市コミュニティバスなどで利用できるオリジナルICカード「シルバーエミカ」に、乗車料金の支払いに利用できるポイント(1ポイント1円相当)を2,000ポイント付けてお渡ししています。津市コミュニティバスでは提示だけで乗車無料になります。

対 象 市内に在住の65歳以上(令和5年度中に65歳になる人を含む) ※申請時にマイナンバーカードが必要。シルバーエミカを持っている人で、令和4年度に乗車ポイントを利用した人に、4月25日(火)から令和5年度の乗車ポイントをチャージします。

注意事項 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合はシルバーエミカの交付やチャージができませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きをしてください。チャージは更新手続きをした日の翌日以降に可能となり、その際はマイナンバーカードを必ず持参してください。